

# - 裁判の傍聴について -



法廷で行われている裁判は、いつでも、だれでも見ることができるんだ。  
ここでは、傍聴に関する疑問を、Q&Aで解説していくよ。

Q 何歳になったら傍聴することができるの？

A 裁判を傍聴するのに年齢の制限はないから、興味があったら夏休みや冬休みに見に来てみてね。ただし、拍手をしたり、時計のアラームを鳴らしたりなどの大きな音が出ることやおしゃべり、飲食はしないでね。

Q 予約しないとイケないの？

A 予約の必要はないよ。裁判は、基本、平日の午前10時ころから午後4時ころまでの間に行われているよ。

Q 裁判の様子を撮影してもいいの？

A 撮影（写真や映像）することは禁止なんだ。録音もダメだよ。

Q 法廷に裁判の途中から入ってもいいの？途中で出てもいいの？

A 自由に入出りすることができるよ。  
なるべく音を立てないように、そーっと出入りしてね。

Q お金はいるの？

A 裁判を見るのにお金はいらないよ。



各法廷の前には、この写真のような掲示板があって、裁判の予定を貼りだしたり、傍聴をするときの注意点が書いてあります。

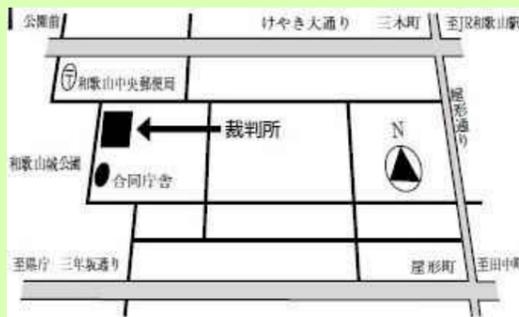


裁判を見ることで、裁判や法律を身近に感じることができるよ。  
注意をよく守って、裁判について学んでみてね。



# - 和歌山地方・家庭裁判所について -

住所 〒640-8143 和歌山市二番丁1番地  
電話番号 073-422-4191(代表)



和歌山地方・家庭裁判所ウェブサイトの「広報活動」のページには、これまでに開催したイベントの様子が分かる開催報告やこれから予定されているイベントの案内が載っているよ。

下のURLか右のコードからアクセスしてみてね。  
<https://www.courts.go.jp/wakayama/about/koho/index2.html>



最後まで読んでくれてありがとう☺  
暑い日が続くけど、夏バテしないように気をつけよう



# 裁判所ってどんなところ??

～和歌山の裁判所を見てみよう～



(和歌山地方・家庭・簡易裁判所 正面玄関)

夏休み特別号 2020.8.1

企画・作成  
和歌山地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係

小学校5・6年生のみなさん、こんにちは。裁判所のキャラクターのさいたんとかーくんです。  
これから、裁判所の建物や裁判のしくみ、流れについて、裁判所の職員といっしょに紹介していくよ。  
裁判官へのインタビューコーナーやクイズコーナーもあるから、最後まで楽しみながら読んでね。



## 1 裁判所を見てみよう

和歌山県内には、右の地図の8か所に裁判所があります。  
今回は、その中でも一番大きく、中心となっている和歌山地方・家庭・簡易裁判所(和歌山市)の建物について、次のページから紹介していきます。



地図の★の色は、置かれている裁判所の種類を示しているんだ。

- ★ = 地方裁判所, 家庭裁判所, 簡易裁判所
- ★ = 地方裁判所支部, 家庭裁判所支部, 簡易裁判所
- ★ = 家庭裁判所出張所, 簡易裁判所
- ★ = 簡易裁判所

裁判所の種類については、「裁判所を知ろう」のコーナーで説明しているから、あとで確認してみよう!



## 裁判所の建物について

和歌山市にある裁判所の建物は、これまで使っていた建物が古くなったため、平成26年（2014年）に新しく建て替えられました。

新しい建物は、地下1階、地上6階建てで、「歴史と緑に包まれた日のひかりを感じる裁判所」をコンセプトにして、建物の壁や植込みは、隣にある和歌山城やその周りの緑を活かすように作られています。

建物の中は、外の光が多く入るように、ガラスをたくさん使ったり、吹き抜けを作ったりしています。また、建物のあちこちに和歌山県の特産であるヒノキの木材を使っています。



↑建物の中の様子  
(1階エントランスホール)



←周辺の様子  
(和歌山城の天守閣)

## 101号法廷について



和歌山の裁判所で一番大きい「101号法廷」です。裁判員裁判やその他の傍聴（裁判を見ること）をする人が多い裁判などがここで開かれます。手前のイスがたくさん並んでいるところが傍聴席です。

ここでは、刑事裁判のときに、どこに誰が座っているのかを紹介します。

①裁判官 ②裁判所書記官 ③検察官 ④弁護士 ⑤被告人 ⑥裁判員（裁判員裁判の場合のみ）

被告人が証言をするときや判決を言い渡すときには、被告人は★マークのところの証言台の前に立ちます。

なお、法廷によっては、③検察官と④弁護士・⑤被告人の配置が反対になっている場所もあります。

### コラム

裁判官や裁判所書記官が法廷で着ている「法服」はどうして黒色なの？

みなさんもテレビのニュースで法廷の映像が流れた時に、裁判官や裁判所書記官が黒色の法服を着ているのを見たことがあるかもしれませんね。法服は、法廷において人を公正に裁くべき者の仕事の責任の厳しさを象徴するものとして、着ることが義務づけられています。

黒色とされているのは、黒色がほかの色に染まることがないという点で、公正さを象徴する色として最もよいと考えられたためといわれています。

### クイズ

裁判所の地図記号はどれでしょう？

- ① ② ③ ④

答えは7ページの上にあるよ

クイズの答え 答えは① 昔、裁判所が裁判の内容などを立て札を立てて知らせていたことから、この記号になったそうです。

## 3 裁判官に聞いてみよう

今回は、和歌山県の出身で、今は和歌山家庭裁判所で裁判官をしている、寺元義人裁判官にインタビューをしてきたよ♪



裁判官へのインタビューの様子



和歌山県かつらぎ町の出身で、平成12年（2000年）10月に裁判官になり、もうすぐ20年になります。

初めて勤務したのは広島地方裁判所です。これまで、大阪や名古屋に勤務したこともありますし、高知県四万十市にある高知地裁中村支部というところに勤務したこともあります。

趣味は野球観戦です。高校野球もプロ野球も好きです。残念ながら、今年はテレビ観戦ばかりですが、甲子園球場には毎年必ず行っています。

### Q どうして裁判官になろうと思いましたか？

裁判官という仕事があると知ったのは小学校高学年のときです。法律に興味があったので、目指してみようと思いました。

司法試験に合格した後、司法修習といって、法律家の実際の仕事に触れながら研修を受けます。そこで、裁判官の仕事の間近に見て、公平中立の立場で仕事ができることに魅力を感じ、裁判官になろうと決めました。

### Q 今はどんな仕事をしていますか？

家庭裁判所では主に、夫婦間・父母間や相続人間の争い事を扱っています。家事事件には、調停といって、民間の調停委員さんを介して話し合いで解決を図るものと、審判といって、提出された資料などに基づいて、裁判所の判断を示して解決を図るものがあります。

調停委員さんと方針を相談したり、家庭裁判所調査官や裁判所書記官といった裁判所のスタッフと相談をしたり、関係者から直接に話を聴き、その合間の時間や、その日の調停や審判が終わった後の時間を使って、審判の最終的な結論をまとめた審判書を書いています。

### Q 仕事で心がけていることはありますか？

裁判は、なによりもまず、公正でなければいけません。そのために、関係者の話を聴くにも、資料を検討するにも、先入観を捨て、偏りのない気持ちを保つよう、心がけています。

### Q どんなところにやりがいを感じますか？

互いに対立している間柄であっても、お互いが相手の事情を理解し、共に納得できるように争い事を解決できるのが理想です。感情的な対立を和らげ、お互いのためになる解決策をいっしょに考え、争い事が解決できたときには、人の役に立てたことを実感できます。

### Q 仕事が大変だと思うのはどんなときですか？

家庭裁判所が扱う案件は、必ずしも正解があるとは限りません。そのような中でも、できるだけみんなのためになり、みんなが納得できるような、最善の解決策を目指すのですが、いくら悩んでも結論が出ず、長い間悩み続けることが少なくありません。

### Q 裁判官になるためにはどうしたらいいですか？

裁判官に限らず、法律家には、幅広い知識が必要です。法律だけでなく、日頃から様々なことに興味を持って理解を深め、知識を積み上げてゆくことが大事です。また、紛争を解決してゆくためには、常識的でありつつ柔軟な思考が要求されます。日頃からいろいろな考え方に触れ、自分なりにバランスを取りながら、思考の幅を広げてゆくことが大切だと思います。

インタビューへのご協力ありがとうございました。



### 裁判官から小学生のみなさんへのメッセージ

裁判所は、一般の人には縁遠い役所だと思われていますが、実は、人々の日常の問題に幅広く関わっています。機会があれば、裁判所や裁判官の仕事にも関心を持ってもらいたいと思います。